文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年３月31日　　文部科学省共済組合代表者
文部科学大臣　松本　洋平

第32条第１項中「及び第４号」を「、第３号及び第５号」に改め、同項の表中「$\frac{39.45}{1000}$」を「$\frac{44.02}{1000}$」に、「$\frac{10.15}{1000}$」を「$\frac{6.54}{1000}$」に、「$\frac{38.05}{1000}$」を「$\frac{42.59}{1000}$」に、「$\frac{40.85}{1000}$」を「$\frac{45.45}{1000}$」に、「$\frac{78.90}{1000}$」を「$\frac{88.04}{1000}$」に、「$\frac{20.30}{1000}$」を「$\frac{13.08}{1000}$」に改め、表中に「子ども・子育て支援納付金」「$\frac{1.15}{1000}$」「$\frac{2.30}{1000}$」を加える。同条第２項の表中「$\frac{39.45}{1000}$」を「$\frac{44.02}{1000}$」に、「$\frac{10.15}{1000}$」を「$\frac{6.54}{1000}$」に、「$\frac{40.85}{1000}$」を「$\frac{45.45}{1000}$」に改め、表中に「子ども・子育て支援納付金」「$\frac{1.15}{1000}$」を加える。同条第３項中「$\frac{39.45}{1000}$」を「$\frac{44.02}{1000}$」に、「$\frac{38.05}{1000}$」を「$\frac{42.59}{1000}$」に、「$\frac{40.85}{1000}$」を「$\frac{45.45}{1000}$」に改める。同項第５項中「第３号」を「第４号」に改める。

附　則

１　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

２　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

税理士証票無効公告

令和８年３月26日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

令和８年３月26日　　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	税理士証票交付番号	亡失年月日
34326	加藤　晃	458492	7.12.31
39033	松本　安興	389247	8. 2.19
60857	島倉　英子	375564	8. 2.20
81772	外薗　秀夫	337430	7. 9.30
82035	伊藤　嘉章	372168	8. 2.27
87887	大林　裕子	401416	8. 3.10
97204	木村　賢一	416913	8. 2.10
104194	渡邉　明裕	371068	7.12.31
108104	野口　末裕	483198	8. 3.23
109816	田中　滋	371433	8. 2.28
121690	中澤　哲	410790	8. 2.19
123268	髙井　亮成	498031	6.12. 3
123699	望月　宏樹	484073	8. 2. 7
129037	森　陽平	392808	8. 2.10
138355	川井田大育	408065	7. 9.15
144358	平原　直明	438238	7.10.31
146181	山田　晃大	449510	8. 2.28
157190	伊勢　由規	505474	8. 2. 6